

学校いじめ防止基本方針

平成29年12月1日

三原村立三原中学校

はじめに

三原中学校に在籍する生徒一人ひとりの人権が保障されている環境とは、お互いの違いを認め合い、そのうえでつながりあえる関係である。本校は、日々の教育実践を通して生徒自身が、「協力することの楽しさ」「存在を認められたときの居心地の良さ（安心感）」を実感することや失敗を乗り越えての様々な成功体験を積み重ねること等を通して、生徒の自尊感情を高めていく取り組みを継続している。このように「すべての生徒が安心して過ごすことのできる学校」を目指し、「いじめ」を許さない、「いじめ」を見逃さない学校づくりを進めていくことを、本校の教育実践の根幹に置く。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ」はどの生徒にも起こりうるという事実をふまえ、学校が組織的に対応しながら、「いじめ」の未然防止に全教職員で取り組む。

いじめが認知された際には、いじめ指導三原則「**するを許さず**」「**されるを責めず**」「**第三者なし**」に基づき指導し、早期解決のために、保護者・地域・関係機関等との連携を図る。

- (1) いじめ指導三原則を全教職員に周知徹底し、初期対応の段階から一貫した姿勢で指導する。
- (2) 生徒同士、生徒と教職員をはじめ、温かな人間関係を構築する。
- (3) 生徒、教職員ともに人権感覚を磨き、いじめの早期発見に努める。
- (4) いじめ問題について、保護者、関係機関との連携を深め、早期解決に努める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒に対し共感的立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を与えた場合であっても、法的にはいじめに該当することに留意する。
- 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には「ふざけ」や「けんか」のように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、生徒指導部会および校内チーム支援会を活用して組織的に行う

第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）や、「観衆」としてはやし立てたり、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作る取組が重要である。

第4 「いじめの防止等の対策のための委員会」

生徒指導部会は日常的にいじめの未然防止等の取組の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報を的確に把握し、共有された情報を基に組織的に対応する。いじめの疑いがある場合は、校長がいじめ対策委員会を招集し、いじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は小さな兆候や懸念、生徒からの訴えなど気にかかることがらを抱え込まず、すべて生徒指導部会に報告し対応方法を相談する。加えて、当組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、年度当初に定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの発生率の高い時期（6月、11月）の観察強化、いじめの

対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、研究主任、人権教育主任、養護教諭とし、通常は、企画委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、研究主任）がその役割を兼ねる。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。外部からは、スクールカウンセラー（SC）、教育相談員等を加えて協議する。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、SC等の外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて警察署少年補導職員、児童相談所心理判定員、SSW等の専門家に応援を求めるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組および指導の三原則

いじめ指導三原則

「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- つながりあう仲間づくりを目指して、学校づくりを進めていく。
- みんながわかる授業づくりを進めることを目指して、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 学習障害等についての配慮ある授業づくりを進めていく。
- 聞き方・話し方等についてのポイントを示し、全員が安心して参加できる授業等を進めていく。

<集団づくり・生徒理解>

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わりつながりを深めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 道徳教育・人権教育の充実を図り、他の教育活動と連携して生徒の自尊感情を育む。

<生徒指導>

- チャイム着席の習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校としてそろえていくべき事柄を確認する。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当しているすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会をいじめ防止のための年間指導計画に位置づけて実施する。
- 生徒の人権が保障された学校づくりを進めるために、教職員の人権教育研修を充実させ、自らの人権感覚を磨くことを大切にする。
- 教職員が、いじめについての認識を深め具体的に取り組める実践力を高める。

- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを定期的に検証する。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

いじめの発見のためのツールを活用したり、生徒との個別面接の機会を持つなどして早期発見に努める。

また、生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して問題行動の本質を見極める。いじめの認知およびその後の対応については、学級担任や教科担任など特定の教職員のみによることなく、校長が「いじめ対策委員会」を招集して組織的に行う。

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の変化に気付く力を高めることが必要である。
(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の感性を定期的にチェックするための研修や早期発見につながるアンケート等を実施)
- Q-Uの結果やアセスメントシートを校内研修や職員会議で取り上げ、生徒一人ひとりについて教職員間の共通理解を図る。
- 生徒の変化に気付いた場合、それらの周辺情報も含め確実に共有するとともに、速やかに対応策を協議する。
- 養護教諭から保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭でもチェックリストを活用するなどして気になる様子はないかを把握する。
- 日頃から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。

(2) いじめの判断

- いじめに該当するかの判断は表面的・形式的にならないようにする。
- いじめとして対応すべき事案か否かの判断は、決して個人レベルでは行わない。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、全体像を把握する。

(3) いじめの対応

- 「第5 いじめ防止のための取組」と同様、「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」を合言葉に、全教職員が学級・学年等の全生徒を対象に指導する。

- 「罪を憎んで人を憎まず」の姿勢で指導し、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと指導するが、いじめの行為に対しては「学校として絶対に許さない」という毅然とした態度で指導する。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、チームを組んで対応する。
- 問題の解消とは、単に加害者側の謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、村教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- インターネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめを受けた生徒と保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、誠実に情報を提供する。

(4) 重大な事態への対応

- ◎ いじめ問題は軽重にかかわらず村教育委員会に報告し、重大事案と判断されたケースについては、村教育委員会の規定に従う。
- ◎ 事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告書を提出する。
- ◎ 第三者からなる組織を設け調査を実施する。

第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、

学校のいじめ問題の取組について検証する。

③ 小中学校間の連携

事案が小中学校間にまたがるケースでは、各校長の間でそれぞれの指導方法を確認し合い、誤解や齟齬が生じないように情報交換を密にするだけでなく、合同チームを編成して同時並行した聞き取りや指導を行うなど、問題の解決に向けた行動連携を強化する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに三原村教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、三原村教育委員会が定める専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(別紙)

	職員会議・校内研修	いじめ防止に関する取組	いじめ発見に関する調査	学校行事
4月	職員会議(基本方針の周知) 校内研修(情報共有等) チーム支援会	学校通信の発行 全校宿泊研修	アセスメントシートの確認 家庭訪問週間	入学式・始業式 PTA 総会(学校基本方針の説明)
5月	開かれた学校づくり推進委員会 校内研修(情報共有)	小中合同ハイキング	Q-U アンケート① アセスメントシートの実施及び集計	防災参観日
6月	校内研修(情報共有) チーム支援会	学校通信の発行(方針の周知) 生徒面接週間① 道徳参観日	いじめアンケート① アンケート集計・分析	進路説明会(高校)
7月	校内研修(アセスメントシート) チーム支援会	学校通信の発行 (いじめアンケート結果報告等)	Q-U アンケート集計・分析 保護者面談	開かれた学校づくり推進委員会 廃品回収 終業式
8月	いじめに関する校内研修の実施 校内研修(ケース検討)	平和学習		地区奉仕活動 海外派遣事業
9月	校内研修(情報交換) チーム支援会	小中合同運動会の企画		始業式 小中合同運動会
10月	校内研修(情報共有) チーム支援会	生徒面接週間②	Q-U アンケート②	
11月	校内研修(情報共有) 学校運営委員会	学校通信の発行(いじめアンケートの結果報告等)	いじめアンケート②	遠足
12月	校内研修(情報共有)	学校通信の発行 (学校運営委員会の報告)	チェックシートの実施及び集計 Q-U アンケート集計・分析、保護者面談	終業式
1月	校内研修(情報共有)	学校評価アンケート		始業式、学校評価アンケート
2月	学校運営委員会	学校通信の発行(学校評価アンケートの結果報告)		
3月	校内研修(委員会の検証・次年度の取組の検討等)	卒業式に向けた取組	チェックシートの実施及び集計	遠足、県立高校入試 卒業式 修了式、離任式

平成29年度 いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画

